こもれび計画相談支援事業所　運営規程
（指定計画相談支援事業）

(事業の目的)

第１条　この規程は、ＮＰＯ法人和・のどか (以下、「事業者」という。)が開設するこもれび計画相談支援事業所(以下、「事業所」という。)において行う障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するとともに事業所を利用する障害者等(以下、「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、適切な計画相談支援の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第２条　事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス」という。)が多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2.　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される福祉サービスが特定の種類又は特定の福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとする。

3. 事業所は、市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域に於いて必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4.　事業所は障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)及び同法に基づく事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を尊守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条　事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

（1）　名　称　こもれび計画相談支援事業所

（2）　所在地　滋賀県高島市マキノ町沢 1158 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条　事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者　１名（常勤職員）

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2)　相談支援専門員　１名以上（常勤職員）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般の相談に関する業務及びサービス利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　　月曜日から金曜日とする
　　ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
(2) 時間　　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
　　ただし、必要に応じ曜日・時間の調整に応じる。
(3)緊急時　　夜間や緊急時の 24 時間電話相談受付、サービス調整、終結の判断等。

(計画相談支援を提供する主たる対象者)
第 6 条　事業所において計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
(1) 身体障害者
(2) 知的障害者
(3) 精神障害者

(計画相談支援の内容)
第 7 条　事業所において行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。
(1) サービスの提供方法についての説明
(2) アセスメントの実施
(3) サービス等利用計画案の作成
(4) サービス利用計画の作成
(5) モニタリング(サービス計画の実施状況の把握)
(6) (1) から (5)に付帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)
第 8 条　事業者が指定計画相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、原則として、事業者が各市町から代理受領するものとする。
2　事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)
第 9 条　通常の事業所の実施地域は、高島市の全域とする。

(苦情解決)
第 10 条　事業者は、事業所において提供した指定計画相談に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)
第 11 条　職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
2　事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇

用契約において定めるものとする。

3　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置の関する事項)

第12条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待の防止に関する責任者の選定

(2)　成年後見制度の利用支援

(3)　苦情解決体制の整備

(4)　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための実施

(5)　虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第13条　事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3」に規定する地域生活拠点として以下の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が必要な世帯に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスコーデイネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(その他運営に関する重要事項)

第14条　事業所は、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）事業所は、利用者に対する計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（2）この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日施行する。

令和3年4月9日：所在地を変更

令和6年2月29日：第12条に（5）を追加

令和7年4月1日：所在地を変更